みずほマイレージクラブ規定_新旧対照表

No.	該当箇所	変更内容（変更・追記箇所を赤字表記）	
		変更前	変更後
1	第8条　免責事項　4項	4.みずほマイレージクラブ会員が希望する特典を当行が提供できない場合、当行および当行の提携先等はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。	一部追記 4.みずほマイレージクラブ会員が希望する特典を当行が提供できない場合、当行および当行の提携先（当行がポイントサービスの運営にあたり、業務を提携している先をいいます。以下同じ。）等はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。
2	【ポイント特約】 第3条4項	-	項目追加 4.みずほマイレージクラブ会員がポイントサービスの利用を開始した後、本契約が解約された場合、解約後のポイントサービスの利用に関し、みずほポイント規定が適用されるものとし、ポイントサービスを継続して利用することができます。 みずほマイレージクラブ会員が、本契約の解約後にポイントサービスを利用する場合、当行はポイントサービスの利用開始手続時のみずほマイレージクラブ会員の同意に基づき、本特約第9条に定める個人情報の交換利用および第10条に定めるパーソナライズをすることができるものとします。
3	【ポイント特約】 第5条5項	5.商品交換後に商品が届かない場合は、みずほマイレージクラブ会員は当行に連絡してください。みずほマイレージクラブ会員から不着の連絡がない場合、当行は商品を受領したものとみなし、交換の取消しやみずほギフトの返還は行いません。	一部追記 5.商品交換後に商品が届かない場合は、みずほマイレージクラブ会員は当行に連絡してください。みずほマイレージクラブ会員から相当の期間内に不着の連絡がない場合、当行は商品を受領したものとみなし、交換の取消しやみずほギフトの返還は行いません。
3	【ポイント特約】 第12条	第12条（みずほポイント、みずほギフトの権利喪失） みずほマイレージクラブ規定第6条の規定に従い、みずほマイレージクラブが解約された場合および本特約に違反した場合、みずほマイレージクラブ会員は保有するみずほポイントおよび当該みずほポイントをみずほギフトにチャージする一切の権利、保有するみずほギフトおよびみずほギフトを商品に交換する一切の権利を喪失するものとします。	項目削除